

指導行政のポイント

教科書に準ずる“道徳教材”

菱村 幸彦

小・中学校の道徳教材に国庫補助をするというニュースが流れた(2月9日付け『産経新聞』)。

見送りになった「徳育の教科化」

新聞報道によれば、文部科学省は、中央教育審議会の教育振興基本計画特別部会で、小・中学校の道徳教育の教材について平成21年度にも国庫補助制度を導入する方針を固めたという。

しかし、教科書の無償措置すら、できるなら廃止に持ち込もうとしている財務省が、果たして補助教材にまで補助金を出すことに同意するのかどうか、これはかなり難しい課題である。

それはともかく、こうした動きが出てきたのは、教育再生会議の提言した「徳育の教科化」がきっかけとなっていることは間違いない。

再生会議第2次報告(平成19年6月)は、「徳育を教科化し、現在の『道徳の時間』よりも指導内容、教材を充実させる」ことを提言し、授業時間を確保し年間を通じて計画的に指導する、徳育は点数で評価はしない、多様な教科書と副教材を使用する、学級担任が指導する、地域の社会人が教壇に立つことを促進するなどの具体策を掲げた。

とくにこの道徳教材については、ふるさと、日本、世界の偉人伝を、古典などを通じ、感動を与えるようなものが使用されることを求めている。

再生会議の提言を受けて、中教審がどう対応するか注目されたが、中教審答申(平成20年1月)は、「道徳の時間の授業時数が必ずしも十分に確保されず、指導が不十分といった道徳教育の課題をいかに改善するかという問題意識であり、道徳教育を充実・強化すべきという認識では一致している」としながらも、道徳教育の教科化は見送りとした。

答申は、見送りの理由に言及していないが、脚注で、一般論としながらも、「教科」の要件として、

免許を有した専門の教師、教科を教える教科書、数値等による評価の3要件が必要とされている旨を指摘している。

道徳教育の教科化は、この要件になじまないと判断したのだろう。

中教審も教材の充実策を要請

ただ、中教審答申も、道徳教育を充実するには「実際の指導に大きな役割を果たす教材の充実が重要である」として、学習指導要領の趣旨を踏まえた適切な教材を教科書に準じたものとして十分に活用するような支援策を講ずることを求めている。

文科省の調査(平成15年)によると、道徳の時間における教材の使用状況は、次のとおりである。

- (1) 文科省が配布している「心のノート」が、小学校97.1%、中学校90.4%と最も多い。
- (2) 次に、民間の教材会社で開発・刊行した「読み物資料」が小学校81.5%、中学校70.8%となっている。
- (3) また、都道府県や市町村教委が開発・刊行した「読み物資料」も、小学校58.8%、中学校48.8%で使用されている。
- (4) このほか「映像コンテンツ(テレビ放送等)」が小学校66.8%、中学校66.3%で使われている。

文科省は、近く告示する学習指導要領において、再生会議が求めている偉人伝などを道徳の教材として活用することについて盛り込む方針とマスメディアは伝えている。

今後、道徳教育の教材をどのように開発し、整備していくか。それに行政当局がどのようにかわっていくか。財政的支援も含めて十分検討されることを期待したい。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長)

● 予約受付中! ● 2月20日緊急出版! 高階玲治【編】B5判242頁・定価2,520円 教育開発研究所

『ポイント解説中教審「学習指導要領の改善」答申』

研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)